

児童手当の制度



いつから変わるの？

令和6年**10月分(12月支給分)**からです。



次の方は申請が必要です！

- ・高校生年代の児童のみを養育している
- ・所得超過により児童手当を現在受給していない
- ・現在も児童手当・特例給付を受給中だが、受給者が大学生年代の子どもを養育していて、大学生年代を含めると第三子加算が適用される
※本市に子どもの住民票がある場合に限る



申請書は9月上旬に郵送

- ・市外に子どもの住民登録があり、高校生年代の子どものみを養育しているまたは大学生年代の子どもを含めると第三子加算が適用される
- ・所得超過により本市で1度も児童手当の申請をしたことがない



申請書は市ホームページからダウンロード
または子育て支援課で配布

申請書は**直接**または**郵送(〒443-8601)**で子育て支援課へ

注意事項

- ・児童手当は支給対象児童を養育している父母などのうち、原則、所得が高い方が受給者です。子どもの住民登録が本市にあっても、児童手当の受給者となる保護者の住民登録が市外の場合は住民登録地での申請です。
- ・受給者が公務員の場合は勤務先での申請になるため、勤務先に問い合わせてください。
※独立行政法人や国立大学法人に勤務の方は除く